

平成30年草加市議会9月定例会 市長提出議案等一覧

【議案】

- 第70号議案 平成29年度草加市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第71号議案 平成29年度草加市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第72号議案 平成29年度草加市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第73号議案 平成29年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第74号議案 平成29年度草加市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第75号議案 平成29年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第76号議案 平成29年度草加市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第77号議案 平成29年度草加市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第78号議案 平成29年度草加市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第79号議案 平成29年度草加市水道事業決算の認定について
- 第80号議案 平成29年度草加市立病院事業決算の認定について
- 第81号議案 平成30年度草加市一般会計補正予算（第2号）
- 第82号議案 平成30年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第83号議案 平成30年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第84号議案 平成30年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第85号議案 平成30年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第86号議案 平成30年度草加市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第87号議案 平成30年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第88号議案 草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第89号議案 草加市債権管理条例の制定について
- 第90号議案 草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第91号議案 草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 9 2 号議案 草加市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 3 号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 9 4 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 9 5 号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 6 号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

【報告】

- 第 1 4 号報告 専決処分の報告について
- 第 1 5 号報告 専決処分の報告について
- 第 1 6 号報告 専決処分の報告について
- 第 1 7 号報告 平成 2 9 年度健全化判断比率の報告について
- 第 1 8 号報告 平成 2 9 年度草加市水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第 1 9 号報告 平成 2 9 年度草加市立病院事業会計資金不足比率の報告について
- 第 2 0 号報告 平成 2 9 年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計資金不足比率の報告について
- 第 2 1 号報告 平成 2 9 年度草加都市計画事業新田駅西口土地地区画整理事業特別会計資金不足比率の報告について
- 第 2 2 号報告 平成 2 9 年度草加市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
- 第 2 3 号報告 アコス株式会社第 2 9 期事業計画及び事業収支予算書の提出について
- 第 2 4 号報告 アコス株式会社第 2 8 期事業報告書の提出について

議案

- 第70号議案 平成29年度草加市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第71号議案 平成29年度草加市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第72号議案 平成29年度草加市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第73号議案 平成29年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第74号議案 平成29年度草加市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第75号議案 平成29年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第76号議案 平成29年度草加市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第77号議案 平成29年度草加市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第78号議案 平成29年度草加市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第79号議案 平成29年度草加市水道事業決算の認定について
- 第80号議案 平成29年度草加市立病院事業決算の認定について

第 8 1 号議案 平成 3 0 年度草加市一般会計補正予算（第 2 号）

補正前の歳入・歳出予算額 74,306,528千円

歳入・歳出補正予算額 -493,234千円

補正後の歳入・歳出予算額 73,813,294千円

補正予算の主な内容

歳入 ※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したものです。 (千円)

款	補正額	主 な 内 容	
9 地方交付税	△ 140,373	・普通交付税	△ 140,373
13 国庫支出金	972	①生活保護適正実施事業費補助金	972
14 県支出金	13,000	②ふるさと創造資金交付金(みどり公園課)	13,000
17 繰入金	△ 1,729,246	・財政調整基金繰入金	△ 1,729,246
18 繰越金	2,567,613	・繰越金	2,567,613
20 市債	△ 1,205,200	③本庁舎建設事業債	21,000
		④安全安心ステーション解体事業債	△ 23,200
		⑤保育園耐震補強事業債	△ 113,000
		⑥公園整備事業債	△ 23,200
		⑦街路整備負担金事業債	△ 3,500
		⑧新田駅東口土地区画整理事業債	△ 16,400
		⑨排水路整備事業債	△ 462,500
		⑩排水施設整備事業債	△ 227,200
		⑪今様・草加宿道路整備事業債	△ 19,400
		・臨時財政対策債	△ 337,800
合 計	△ 493,234		

歳出

(千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
2 総務費	598,235	・公有財産管理事業[資産活用課]		9,440
		・本庁舎建設事業[公共建築課]	③	70,823
		・庁舎建設基金積立金[公共建築課]		500,000
		・生活安全推進事業[くらし安全課]	④	0
		・危機管理体制整備事業[危機管理課]		17,972
3 民生費	△ 1,029,405	・後期高齢者医療広域連合事務事業[保険年金課]		1,438
		・介護保険特別会計繰出金[介護保険課]		△ 98,611
		・重度心身障害者医療費支給事業[保険年金課]		5,400
		・国民健康保険特別会計繰出金[保険年金課]		△ 950,033
		・保育施設整備事業[保育課]	⑤	10,457
		・生活保護関係事業[生活支援課]	①	1,944
7 商工費	6,000	・地域経済活性化事業[産業振興課]		6,000
8 土木費	△ 156,787	・排水路整備事業[河川課]	⑨	0
		・排水施設整備事業[河川課]	⑩	0
		・新田駅東口土地区画整理事業[新田駅周辺土地区画整理事務所]	⑧	0
		・新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰出金[都市計画課]		△ 18,142
		・新田西部土地区画整理事業特別会計繰出金[都市計画課]		△ 21,597
		・広域幹線道路整備促進事業[都市計画課]	⑦	0
		・公園広場等整備事業[みどり公園課]	②⑥	0
		・今様・草加宿道路整備事業[道路課]	⑪	0
		・公共下水道事業特別会計繰出金[河川課]		△ 117,048
10 教育費	88,723	・学校施設維持管理事業(小学校)[総務企画課]		35,462
		・学校施設維持管理事業(中学校)[総務企画課]		53,261
合計	△ 493,234			

・継続費の補正(2事業)

	事 項 (期 間)	年割額及び総額	
追加(新規設定分)	本庁舎建設事業(本庁舎解体工事、西棟切回し工事) (平成30年度～平成31年度)	H30	70,823千円
		H31	283,127千円
		総額	353,950千円

	事 項 (期 間)	年割額及び総額	
追加(新規設定分)	危機管理体制整備事業(埼玉県防災行政無線衛星系設備移設工事) (平成30年度～平成31年度)	H30	17,972千円
		H31	4,492千円
		総額	22,464千円

・繰越明許費の設定(1事業)

分類	繰越事業	繰越額
通常事業 1事業	公有財産管理事業	9,440

・債務負担行為の補正(3事業)

	事 項 (期 間)	限度額
追加(新規設定分)	保育施設整備事業(しんぜん保育園耐震補強等工事)(平成30年度～平成31年度)	174,636千円
追加(新規設定分)	英語教育・国際理解教育推進事業(ALT)(平成30年度～平成32年度)	181,871千円
追加(新規設定分)	学校給食推進事業(中学校)(平成30年度～平成33年度)	788,529千円

第82号議案 平成30年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

補正前の歳入・歳出予算額	7,434,701千円
歳入・歳出補正予算額	0千円
補正後の歳入・歳出予算額	7,434,701千円

補正予算の主な内容

歳 入		(千円)	
款	補 正 額	主 な 内 容	
4 繰入金	△ 117,048	・一般会計繰入金	△ 117,048
5 繰越金	117,048	・繰越金	117,048
合 計	0		

第 8 3 号議案 平成 3 0 年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予算
(第 1 号)

補正前の歳入・歳出予算額	182,532千円
歳入・歳出補正予算額	△ 2,394千円
補正後の歳入・歳出予算額	180,138千円

補正予算の主な内容

歳 入				(千円)
款	補 正 額	主 な 内 容		
3 繰入金	△ 21,597	一般会計繰入金		△ 21,597
4 繰越金	19,203	繰越金		19,203
合 計	△ 2,394			

歳 出				(千円)
款	補 正 額	主 な 内 容	特定財源	
1 総務費	△ 2,394	施設等維持管理事業		△ 2,394
合 計	△ 2,394			

第 8 4 号議案 平成 3 0 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正
予算 (第 1 号)

補正前の歳入・歳出予算額	383,868千円
歳入・歳出補正予算額	0千円
補正後の歳入・歳出予算額	383,868千円

補正予算の主な内容

歳 入				(千円)
款	補 正 額	主 な 内 容		
5 繰入金	△ 18,142	一般会計繰入金		△ 18,142
6 繰越金	18,142	繰越金		18,142
合 計	0			

第 8 5 号議案 平成 3 0 年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

補正前の歳入・歳出予算額 23,902,160千円

歳入・歳出補正予算額 373,215千円

補正後の歳入・歳出予算額 24,275,375千円

補正予算の主な内容

歳 入

(千円)

款	補 正 額	主 な 内 容	
7 繰入金	△ 950,033	・ その他一般会計繰入金	△ 950,033
8 繰越金	1,323,248	・ 繰越金	1,323,248
合 計	373,215		

歳 出

(千円)

款	補 正 額	主 な 内 容	特定財源	
3 国民健康保険 事業費納付金	34,751	・ 一般被保険者医療給付費分		47,258
		・ 退職被保険者等医療給付費分		402
		・ 一般被保険者後期高齢者支援金等分		△ 7,353
		・ 退職被保険者等後期高齢者支援金等分		86
		・ 介護納付金分		△ 5,642
9 償還金	338,464	・ 償還金		338,464
合 計	373,215			

第86号議案 平成30年度草加市介護保険特別会計補正予算（第1号）

補正前の歳入・歳出予算額 14,064,486千円

歳入・歳出補正予算額 359,092千円

補正後の歳入・歳出予算額 14,423,578千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)

款	補正額	主な内容	
3 国庫支出金	33,454	① 介護給付費負担金(過年度分)	33,454
5 県支出金	26,220	② 介護給付費負担金(過年度分)	26,220
7 繰入金	△ 98,611	・ 一般会計繰入金(介護給付費繰入金)	△ 73,101
		・ 地域支援事業費繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)	△ 5,025
		・ 地域支援事業費繰入金(包括・任意事業)	△ 2,368
		・ その他一般会計繰入金(事務費等)	△ 17,643
		・ その他一般会計繰入金(低所得者保険料軽減)	△ 474
8 繰越金	398,029	・ 繰越金	398,029
合計	359,092		

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
2 保険給付費	0	・ 居宅介護サービス給付費	①②	0
5 基金積立金	324,153	・ 介護給付費準備基金積立金		324,153
7 諸支出金	34,939	・ 償還金		34,939
合計	359,092			

第87号議案 平成30年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

補正前の歳入・歳出予算額 2,623,602千円

歳入・歳出補正予算額 7,020千円

補正後の歳入・歳出予算額 2,630,622千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)

款	補正額	主な内容	
2 繰入金	△ 3,766	・ 事務費繰入金	△ 3,766
3 繰越金	10,786	・ 繰越金	10,786
合計	7,020		

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	7,020	・ 後期高齢者医療広域連合納付金		7,020
合計	7,020			

第 8 8 号議案 草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請及び特別な仮設興行場等の建築許可申請に対する審査手数料を設定するとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料の設定

建築物の接道規制（建築物の敷地は、建築基準法上の道路に 2 m 以上接していなければなりません。）の適用除外の対象に、その敷地が幅員 4 m 以上の道に 2 m 以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもの※で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものが新たに加えられることから、当該認定申請に対する審査手数料（1 件につき 27, 000 円）を新たに設定します。

※国土交通省令で定める基準に適合するもの

道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な農道や通路等で、管理者の使用合意が得られていること、一定の舗装がなされていること等に該当するもの）に接道する建築物で、当該道に発生する交通量を制限する観点から、戸建て住宅等とすることが想定されています。

(2) 特別な仮設興行場等の建築許可申請手数料の設定

従来、1 年以内の期間で建築を許可することができた仮設興行場等（仮設建築物）について、1 年を超えて使用する特別な必要がある仮設興行場等で、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、公益上やむを得ないと認める場合においては、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めて建築を許可することができるようになることから、当該許可申請に対する審査手数料（1 件につき 160, 000 円）を新たに設定します。

特別な仮設興行場等の例

- ・国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により、1 年を超えて存続する可能性があるもの

(想定) オリンピック・パラリンピックにおける選手の練習会場、ダイニング、観客席等

(3) その他

建築基準法の改正に伴い「仮設建築物」を「仮設興行場等」とする語句の改正その他の条文の所要の整備を行います。

3 施行期日

建築基準法の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（同法の公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日）又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。

第89号議案 草加市債権管理条例の制定について

1 目的

市の債権※の管理に関する事務について必要な事項を定めることにより、市民負担の公平性を確保するとともに、市の債権を適正に管理することを目的とするものです。

※市の債権

次の債権をいいます。（市税及び国民健康保険税並びに地方公営企業法に掲げる事業に関する債権を除きます。）

債権の区分	定義	具体例
強制徴収公債権	公法上の原因に基づいて発生する債権で、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるもの	後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育園入園者負担金、下水道使用料等
非強制徴収公債権	公法上の原因に基づいて発生する債権で、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができないもの	し尿処理手数料、ヘルパー派遣手数料、高額療養費返納金等
私債権	私法上の原因に基づいて発生する債権	公営住宅使用料、住宅資金貸付金収入、奨学資金貸付金返済金等

2 内容

(1) 履行期限までに履行されない市の債権の債務者に関する情報共有

市長は、履行期限までに履行されない市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため、当該事務の遂行に必要な限度において、当該債務者の一定の情報を同一の実施機関内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができるものとしします。

(2) 非強制徴収債権（非強制徴収公債権及び私債権をいいます。以下同じ。）の債務の履行が困難である場合等の処理

ア 徴収停止

次のいずれかに該当し、債務を履行させることが著しく困難であると認めるときは、債権の保全及び取立てをしないことができますものとしします。

- ① 法人である債務者が事業を休止し、再開する見込みが全くなく、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないとき。
- ② 債務者が所在不明で、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないとき。
- ③ 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないとき。

イ 履行延期の特約等

次のいずれかに該当する場合は、履行期限を延長する（債務を分割して履行期限を定める）ことができることとしします。（履行期限到来後の延期は、遅滞に係る損害賠償金等を徴収すべきものとしします。）

- ① 債務者が無資力又はこれに近い状態の場合
- ② 全部を一時に履行することが困難かつ履行期限の延長が徴収上有利な場合
- ③ 災害、盗難その他の事故により履行困難な場合
- ④ 損害賠償金又は返還金に係る債権で弁済について債務者の誠意が存する場合
- ⑤ 貸付金に係る債権で当該貸付金を債務者が第三者へ貸し付けており、第三者に
①から③までのいずれかが生じたことから、債務者が貸付金を回収できず、市に全額を弁済できない場合

ウ 債権放棄及び議会への報告

次のいずれかに該当するときは、非強制徴収債権を放棄することができるものとし、放棄した債権について議会に報告するものとしします。

- ① 債務者が生活保護又はこれに準じる状態にあり、履行の見込みがない場合
- ② 債務者の自己破産等の場合（保証人の保証があるときを除きます。）
- ③ 債務者が死亡し、債務の相続放棄等がされた場合において、相続財産の価額が強制執行の費用及び他の優先して弁済を受ける債権等の金額の合計額を超えないと見込まれる場合
- ④ 徴収停止を行った場合で、相当期間が経過しても債務者の無資力により弁済の

見込みがない場合

⑤ 強制執行等を行ったにもかかわらず、完全に履行されない場合で、債務者の無資力により履行の見込みがない場合

⑥ 私債権の時効が完成し、援用（時効成立の主張）がない場合

(3) 台帳の整備

市長は、市の債権を適正に管理するための台帳を整備しなければならないこととします。

3 施行期日

公布の日から施行します。ただし、台帳の整備に関する規定は、平成31年4月1日から施行するものとします。

第90号議案 草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和等を行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和

地域型保育事業※のうち、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う地域型保育事業者は、職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に当該事業者が代わって行う代替保育の提供に係る連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）を確保しなければなりません。この確保が著しく困難である場合でアの要件の全てを満たすときは、イのとおり連携協力者を適切に確保することで、連携施設の確保に代えられることとします。

ア 要件

- ① 地域型保育事業者と代替保育を提供する者との間で役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- ② 代替保育を提供する者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

イ 連携協力者の確保

代替保育の提供方法	連携協力者
事業実施場所以外の場所で代替保育を提供する場合	小規模保育事業者A型・B型 事業所内保育事業者
事業実施場所において代替保育を提供する場合	小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

※地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育（いずれも3歳未満の乳幼児の保育を中心とするもの）

事業類型	事業主体	保育実施場所等	認可定員	職員配置基準等
小規模保育事業	市町村・民間事業者等	保育者の居宅・その他の場所・施設	6～19人	A型：保育園分園・ミニ保育所に近い類型（保育所の配置基準+1名） B型：中間型（保育所の配置基準+1名で2分の1以上が保育士） C型：家庭的保育に近い類型（市町村長が行う研修を修了した保育士・保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者） ※自園調理（連携施設等からの搬入可）
家庭的保育事業	市町村・民間事業者等	保育者の居宅・その他の場所・施設	1～5人	市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 ※自園調理（連携施設等からの搬入可）
事業所内保育事業	事業主等	事業所の従業員の子ども・地域の保育を必要とする子ども		定員20人以上…保育所の基準と同様 定員19人以下…小規模保育事業A型又はB型の基準と同様 ※自園調理（連携施設等からの搬入可）
居宅訪問型保育事業	市町村・民間事業者等	保育を必要とする子どもの居宅		必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長村長が認める者

(2) 家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長

家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者について、自園調理に必要な体制を確保する義務の規定の適用を猶予する期間を、現行の5年から10年に延長

するものです。

(3) 家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大

家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者に係る食事の提供の特例として、外部から食事の搬入ができる施設として、保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託しており、給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有し、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるものを追加します。

3 施行期日

公布の日から施行します。

第91号議案 草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正に鑑み、重度心身障害者に対する医療費助成金の支給に係る所得制限を導入するものです。

2 内容

重度心身障害者医療費支給事業の対象者に係る医療の一部負担金に対する医療費助成金について、対象者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に規定する額※を超えた場合は、その年の10月から翌年9月までの医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る助成金の支給を行わないものとします。

※特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に規定する額

扶養親族等がないときは、360万4千円とし、扶養親族等があるときは、360万4千円に当該扶養親族等1人につき原則38万円を加算した額

【所得制限額の例】

扶養親族の数	所得制限額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円

【制度導入影響見込数（平成29年9月時点での試算）】

全体受給者数	4,451人
所得制限対象者見込数	98人（全体の約2.2%）

3 施行期日等

(1) 施行期日及び適用区分

平成31年1月1日から施行します。ただし、平成30年12月31日までに受給者証の交付を受けている者に対する所得制限の適用は、平成34年10月1日からとします。

(2) 経過措置

平成30年12月31日までの医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る医療費助成金の支給は、従前の例によるものとします。

第92号議案 草加市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

道路法施行令の一部改正により国の道路占用料等が改定されたことに鑑み、市の道路占用料等の見直しを行うものです。

2 内容

(1) 道路占用料の額の見直し

道路占用料の額の算出※に係る道路価格及び使用料率について、次のとおり額及び率を見直し、改めて各占用物件に係る項目について算出した道路占用料の額に全面的に改定します。

※道路占用料の額の算出

$$\text{道路占用料の額（円／年）} = \text{道路価格（円／㎡）} \times \text{使用料率（％／年）} \times \text{占用面積（㎡）}$$

ア 道路価格（市の固定資産税評価額）

平成11年度	平成26年度	平成29年度
54,500円/㎡	68,980円/㎡	70,078円/㎡
市条例現行額の算出に係る採用価格	（参考）	市条例改正額の算出に係る採用価格

イ 使用料率（国が土地の賃借の平均的市場価格から作成した率）

平成11年度	平成26年度	平成29年度
2.60%	3.99%	<u>4.84%</u>
市条例現行額の算出に係る採用率	(参考)	<u>市条例改正額の算出に係る採用率</u>

【道路占用料の一例】

電柱（第1種電柱）1本につき1年

(改正前) 道路価格 $54,500\text{円}/\text{m}^2 \times$ 使用料率 $2.60\% \times$ 占用面積 $0.72\text{m}^2 \div 1,020\text{円}$

(改正後) 道路価格 $70,078\text{円}/\text{m}^2 \times$ 使用料率 $4.84\% \times$ 占用面積 $0.56\text{m}^2 \div 1,900\text{円}$

注) 占用面積は、個々の占用物件の現状に即します。(電柱は近年の仕様を反映し、占用面積が小さくなっています。)

【影響額（年間徴収額見込）】

年度	改正前	改正後	
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
占用料総額	141,949,776円	141,617,252円	148,927,761円
差額		▲332,524円	6,977,985円

注) 改正後初年度の減収は、激変緩和措置（改正後の占用料が改正前の占用料の

1.2倍以上となった場合は、1.2倍の額とします。）適用のため

（占用料を支払う全49社のうち22社が対象となる見込み）

【激変緩和措置を踏まえた大手3社の占用料試算】

	東京電力	N T T	東京ガス
平成30年度占用料 (a) 円	24,740,279	35,047,348	68,599,116
平成31年度占用料 (b) 円	35,368,346	38,349,580	59,004,529
比率 (b/a) 倍	<u>1.43</u>	1.09	0.86
激変緩和措置	<u>適用</u>	適用外	適用外
激変緩和措置適用後占用料 (a×1.2) 円	29,688,335		
差額	4,948,056	3,302,232	▲9,594,587

(2) 埋設管の管径（外径）区分の見直し

道路占用料を定める埋設管の管径の区分について、次のとおり6区分から9区分に改めます。

	改正前		改正後	
埋設管の管径（外径）区分	①	0.1m未満	①	0.07m未満
			②	0.07m以上0.1m未満
	②	0.1m以上0.15m未満	③	0.1m以上0.15m未満
	③	0.15m以上0.2m未満	④	0.15m以上0.2m未満
	④	0.2m以上0.4m未満	⑤	0.2m以上0.3m未満
			⑥	0.3m以上0.4m未満
	⑤	0.4m以上1.0m未満	⑦	0.4m以上0.7m未満
⑧			0.7m以上1.0m未満	
⑥	1.0m以上	⑨	1.0m以上	

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成31年4月1日（以下「施行日」といいます。）から施行します。

(2) 経過措置（草加市公共物管理条例において準用する普通河川等の占用料にも適用）

ア 施行日前にした許可又は協議に係る占用期間（初日が施行日前かつ期間が1年未満のものに限ります。）に係る占用料は、従前の例によるものとします。

イ 施行日の前日において占用期間の満了する占用物件で、施行日以後も引き続き占用する場合の占用料は、改正後の1年当たりの占用料の額が前年度の1年当たりの占用料の額に100分の120を乗じて得た額を超える場合には、当該額とします。

（激変緩和措置）

第93号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

平成30年11月3日をもって任期満了となる公平委員会委員の後任として、新たに公平委員会委員に関昌央氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第94号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員大久保啓介氏は、平成30年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第95号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員久恒三平氏は、平成30年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

第96号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員山田隆一氏は、平成30年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

報 告

第14号報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成30年5月2日午後3時20分頃、みどり公園課の職員が公務のため公用車で市道1014号線を走行中、前方左の車道脇にいた人と自転車を避けた際、対向車線側へセンターラインを越えそうになり、急にハンドルを戻したため、人工竹垣根に接触し、人工竹垣根を損傷したものです。

2 損害賠償の額

272,916円

(物件損害賠償・自動車共済により全額補填)

3 専決処分日

平成30年6月12日

第15号報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成30年6月21日午前10時15分頃、維持補修課の職員が市道20249号線の側溝蓋の交換作業を行った際、側溝蓋の角の部分が駐車していた自動車の下部に接触し、車両を損傷したものです。

2 損害賠償の額

10,080円

(物件損害賠償・道路賠償責任保険により全額補填)

3 専決処分日

平成30年7月12日

第16号報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成30年7月9日午前11時頃、資産税課の職員が公務のため公用車で訪問し、駐車場に駐車した公用車を発進させようとした際、ブロック塀に接触し、ブロック塀を損傷したものです。

2 損害賠償の額

100,440円

(物件損害賠償・自動車共済により全額補填)

3 専決処分日

平成30年8月20日

第17号報告 平成29年度健全化判断比率の報告について

第18号報告 平成29年度草加市水道事業会計資金不足比率の報告について

第19号報告 平成29年度草加市立病院事業会計資金不足比率の報告について

第20号報告 平成29年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計資金不足比率の報告について

第21号報告 平成29年度草加市都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計資金不足比率の報告について

第22号報告 平成29年度草加市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について

第23号報告 アコス株式会社第29期事業計画及び事業収支予算書の提出について

第24号報告 アコス株式会社第28期事業報告書の提出について